

令和2年国勢調査速報

**津奈木町の人口は  
4,255人**

図政策企画課 ☎78-3114 (内223)

令和2年国勢調査の速報が発表されました。  
▶津奈木町の総人口(人口増加率:▲8.95%)  
**4,255人(男:1,991 女:2,264)**  
▶津奈木町の世帯数(世帯増加率:▲3.27%)  
**1,687世帯**

▶(参考) 過去30年間の人口・世帯推移

	総人口数(人)	世帯数(世帯)
H2	5,783	1,707
H7	5,793	1,788
H12	5,741	1,883
H17	5,424	1,875
H22	5,062	1,826
H27	4,673	1,744

つなぎタウンチャンネル・光BOX+のサービス終了

**つなぎタウンチャンネルと  
光BOX+のサービスが終了しました**

図政策企画課 ☎78-3114 (内223)

光BOX+(HB-2000)が3/31(水)に新規販売が終了し、光ブロードバンドサービス提供開始に合わせて開設した光BOX+で閲覧できる「つなぎタウンチャンネル」も4/30(金)でサービスが終了しました。光BOX+はR4.3/31(水)に機能提供サービスが終了しますが、初期化・故障などをしない限りは端末にアプリケーション情報を持ち続けます。インターネットの閲覧も引き続き利用可能です。

▶終了後の対応 同チャンネルで公開していた情報は町ホームページに移行しています。

**【継続中】光ブロードバンド加入促進補助金制度**

光ブロードバンドへ新たに加入した世帯や事業所へ1万円を交付します。平成28年度以降で未申請の人が対象です。申請には光回線加入申込内容が分かる書類の写しが必要です。

飲料用紙パックの収集日

**飲料用紙パックの  
収集日を変更します**

図住民課住民班 ☎78-3113 (内111)

飲料用紙パックは、ペットボトルやプラ製容器包装類と同じ日に収集します。日程は以下のとおりです。今年度からの収集計画変更で、第5水曜日はペットボトルやプラ製容器包装類、飲料用紙パックは収集しません。

▶飲料用紙パック収集日

【本町地区】第2・4水曜日

【海浜地区】第1・2水曜日

【両方地区】第1~4水曜日



「節水がんばるモン」キャンペーン

**みんな一緒に  
節水がんばるモン**

図建設課簡易水道室 ☎78-3100 (内250)

水の使用量が増える7~8月を中心に、県全体で節水に取り組むため、「節水がんばるモン」キャンペーンを行っています。

水に恵まれた熊本に暮らしていると、水のありがたさをつい忘れがちです。これからも豊かな水の恩恵を受け続けるためには、水を大切に使うことが必要です。できることから始めて、「節水がんばるモン(者)」になりましょう。

**節約例**

- ①歯をみがくときはコップを使用(約5%節水)
- ②食器洗いを流し洗いからため洗い(約83%節水)
- ③風呂の残り湯を洗たくや掃除に再利用(約50~100%節水)
- ④シャワーのときはこまめに開け閉め(約36%節水)

無料法律相談

**司法書士による  
無料法律相談**

図ほけん福祉課福祉班 ☎78-3115 (内126)

遺産相続や遺言、多重債務、消費契約トラブルなどのさまざまな相談に司法書士がお答えします。秘密は固く守られます。

▶日時 **8月21日(土)**  
**10:00~15:00**

▶場所 つなぎ文化センター相談室

▶相談時間 1件20分程度

▶予約 不要・当日受付順に案内



児童扶養手当現況届

**児童扶養手当現況届  
の手続き開始**

図ほけん福祉課福祉班 ☎78-3115 (内126)

手当を受給している人は、現況届を期限までに提出することが義務付けられています。所得超過で支給額が0円の人も含みます。期間中に確認できないと、手当の支給差止めやひとり親医療費助成が受けられなくなる場合があります。対象者には関係書類を送りますので、忘れずに提出してください。

期限内の提出が難しい場合は、ほけん福祉課福祉班まで相談してください。

▶日時 **8月2日(月)~26日(木)**

▶申込先 ほけん福祉課福祉班

▶必要なもの

- ・保護者と子どもの健康保険証
- ・児童扶養手当証書
- ・世帯全員のマイナンバーカードか通知カード

国民年金保険料納付猶予制度

**保険料納付が難しい人は  
免除申請ができます**

図住民課住民班 ☎78-3113 (内112)

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難なときには、申請で納付が免除される制度があります。申請書を提出した日から2年1か月前の月分までさかのぼって免除申請ができます。

**免除申請**

▶対象 前年の所得が一定額以下

▶期間 R3.7月分~R4.6月分

▶所得の審査対象 本人、配偶者、世帯主

▶必要なもの 個人番号カードか年金手帳

**納付猶予**

▶対象 20~50歳

▶期間 R3.7月分~R4.6月分

▶所得の審査対象 本人、配偶者

▶必要なもの 個人番号カードか年金手帳

**退職(失業)特例免除**

▶対象 申請する年度か前年度に退職(失業)

▶期間 失業日(退職日の翌日)を含む月の前日分~2年後の6月分

▶所得の審査対象 本人、配偶者、世帯主

▶必要なもの 個人番号カードか年金手帳、雇用保険受給者証か離職票

**出張年金相談の案内**

【相談時間】9:30~15:30

○8/12(水)・26(水) 水俣市総合もやい直しセンター

○8/13(木) 芦北町役場

**相談方法(事前に電話予約)**

○八代年金事務所出張相談予約窓口

☎0965-35-6123 (平日8:30~17:15)